

小児科診療 UP-to-DATE

2024年4月30日放送

展開される5歳児健診のポイントと地域での課題について

鳥取県立総合療育センター
院長代理 小枝 達也

1 か月児及び5歳児健康診査支援事業

展開される5歳児健診のポイントと、地域での課題というお話をさせていただきます。

昨年の12月に、こども家庭庁の補正予算で「1か月児及び5歳児健康診査支援事業」が立ち上がりました。この事業の目的は、乳幼児健康診査については、母子保健法により市町村において1歳6か月児および3歳児に対する健康診査の実施が義務づけられていますが、乳幼児の中で、1か月児および5歳児については公的な資金の提供がありませんでした。それに対して、このたびの補正予算で、公的資金にて1か月児および5歳児健診を支援するという事業が立ち上がったということです。

1か月児健診においては、原則として個別検診で行われること、また「身体発育状況」「栄養状態」「身体の異常の早期発見」が主な目的とされています。

一方、5歳児健診は原則として、集団検診を悉皆で行うものになっていて、発達障害など、心身の異常の早期発見、そして育児上の問題となる事項を必要に応じて専門相談も取り入れながら支援していこうという健診になっています。実施主体は市町村で、補助率は国が1/2、市町村が1/2となっています。

1 か月児 及び 「5 歳児」健康診査支援事業	
成育局 母子保健課 令和5年度補正予算 15億円	
1 事業の目的	乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（3から6か月頃）及び「9から11か月頃」の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。 ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。
2 事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者 ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児 ● 内容 地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。 ● 1か月児健診 実施方法：原則として個別健診 健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等 ● 5歳児健診 実施方法：原則として集団健診 健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状態、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等 ●留意事項 (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより歩行支援相談の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。 (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができると、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。
3 実施主体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施主体：市町村 ● 補助率：国1/2、市町村1/2
4 補助単価	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助単価：① 4,000円/人（原則として個別健診） ② 3,000円/人（原則として集団健診）

5歳児健康診査マニュアル

この5歳児健診を行うにあたり、令和3～5年度のこども家庭科学研究費補助金「身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュラー

ジョンアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」、研究代表者は福岡大学の永光信一郎先生ですが、この研究班において5歳児健診マニュアルが作成され、全国の都道府県、市区町村に配布されています。このマニュアルは、こども家庭庁のホームページおよび日本小児保健協会のホームページからダウンロードして入手することが可能となっていますので、ぜひご利用ください。

この5歳児健康診査マニュアルにおいては、まず44項目でできている5歳児健診の間診票が示されています。

その間診票は既往歴が2項目、粗大・微細運動発達に関する項目が3項目、目と耳・発音に関する項目が3項目、精神・神経発達の項目が3項目、情緒・行動の発達に関する質問が11項目、生活習慣に関する質問が10項目、親（主な養育者）や子育ての状況・保護者の健康状態を尋ねる質問が12項目となっています。

1	1 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
2	2 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
3	3 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
4	4 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
5	5 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
6	6 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
7	7 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
8	8 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
9	9 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
10	10 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
11	11 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
12	12 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
13	13 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
14	14 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
15	15 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
16	16 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
17	17 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
18	18 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
19	19 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
20	20 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
21	21 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
22	22 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
23	23 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
24	24 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
25	25 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
26	26 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
27	27 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
28	28 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
29	29 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
30	30 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
31	31 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
32	32 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
33	33 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
34	34 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
35	35 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
36	36 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
37	37 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
38	38 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
39	39 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
40	40 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
41	41 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
42	42 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
43	43 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)
44	44 子どもの健康状態を把握するための問診票です。	(5歳児・健児)

5歳児健康診査票というのも提案されています。その中には8つの医師の診察所見項目が書かれています。まずは身体的発育異常、そして運動機能異常（粗大運動および微細運動）、3番目として感覚器（目の異常・耳の異常・発音の問題）そして無呼吸（寝ている時の無呼吸の問題）なども尋ねる診察項目があります。4番目に皮膚の異常、5番目には理解に関する課題についての診察項目があります。6番目は、情緒・行動で、不安や恐れがあるかないか、あるいは行動の問題で癇癪等強い問題がないかどうか、多動や不注意がないかどうか、また仲間関係で何か大きな問題がないか、そういったことを診る情緒行動の項目があります。7番目はこどもの遊び、8番目に生活習慣（食事の習慣・歯磨きの習慣・排泄の習慣）、こういったものを聞く8つの診察項目から健康診査票ができています。これを担当する医師は、これら8つの項目に対して判定を行うのが仕事となっています。

5歳児健康診査票				
診日	令和	年	月	日
姓	氏名	性別	年齢	誕生日
住所	〒	番	町	丁目
診察時間	診察時間	診察時間	診察時間	診察時間
1 身体的発育異常	2 粗大運動・微細運動等	3 感覚器（目・耳・鼻・舌）	4 皮膚の異常	5 理解に関する課題
6 情緒・行動	7 こどもの遊び	8 生活習慣	9 親（主な養育者）や子育ての状況・保護者の健康状態	10 子どもの健康状態を把握するための問診票
判定	1 異常なし	2 既医療	3 要紹介（要精神・要治療）	4 既医療
5 要経過観察	6 要経過観察	7 要経過観察	8 要経過観察	9 要経過観察
医師	氏名	氏名	氏名	氏名
1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30
31	32	33	34	35
36	37	38	39	40
41	42	43	44	45
46	47	48	49	50
51	52	53	54	55
56	57	58	59	60
61	62	63	64	65
66	67	68	69	70
71	72	73	74	75
76	77	78	79	80
81	82	83	84	85
86	87	88	89	90
91	92	93	94	95
96	97	98	99	100

異常なしあるいは医療として既に医療にかかっているのか、あるいは初めて問題を指摘されて要紹介となるのか。あるいは福祉ではどうなのか、これまで既に療育にかかっているのか、あるいは初めて問題点がわかったので要経過観察とするのか、そういった判定の項目が書かれています。

また一方、医師の診察以外に、メディア視聴の問題や睡眠に関する問題、事故予防、そういっ

た問題に関して、問診や保健師の質問によって育児環境のアセスメントもすることになっています。

最終的には医師の診察所見による判定と保健師等による育児環境の判定、この2つの判定を合わせて総合的にそのご家庭は特に問題がないのか、あるいは保健師等による今後の支援が必要なのか、あるいはその他の支援が必要なのかという最終的な判断をすることになっています。

従いまして5歳児健診を担当する医師は、医師としての診察所見だけではなくて、最後に行われるカンファレンスにまで残っていただき、最終的に保健師等との協議と一緒に参加していただくことが望ましいと考えられます。

健診後のフォローアップ体制

また、5歳児健診は健診だけで終わりではなくて、健診後のフォローアップ体制についても大事だということが書かれています。そのフォローアップ体制としては、具体的には専門相談を準備しましょうという呼びかけです。

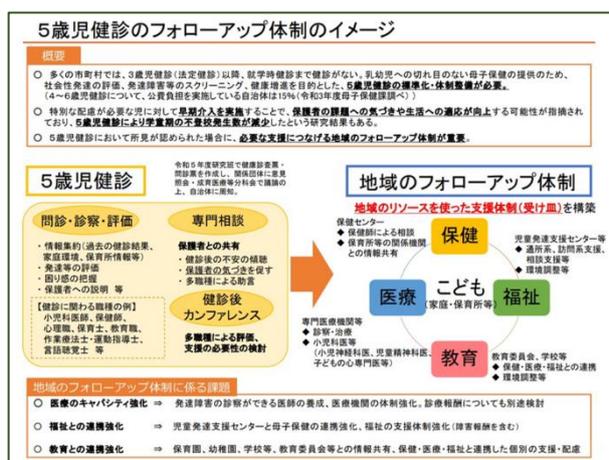
例えて言うと、子育て相談、これはベテランの保育士さんが担当し、子育て一般に関する相談と情報提供をします。また、子育て環境に関するアセスメント、特に虐待を意識して子育て環境に関するアセスメントをし、もしその子に何らかの問題があるとなれば、次の心理発達相談へ繋ぐという役目があります。

また、心理発達相談も専門相談として設置することが望ましい相談です。これは子どもの発達に通じている心理士が担当し、その子の発達に関するアセスメントであったり、発達に関する相談に乗り、また情報提供もします。そして療育相談あるいは教育相談へと繋ぐという役目を担当します。

続いて療育相談も設置すると望ましいと なっています。これは訓練士等が担当し、療育に関する情報提供、またちょっとした療育的な介入、ご家庭でできるような介入を保護者さんに提供するといったことをして、いわゆる療育に実際においてになる前にご家庭で何かできる早期の介入の手立てをお教えするといった相談があります。

最後に教育相談の設置が望まれています。これは教育委員会が担当して、就学に関する相談と繋ぎ、また学校と保護者との意見調整、こういったものが主な仕事となります。

5歳児健診だけがクローズアップされがちですが、この度のこども家庭庁のお考えでは、5歳児健診などのフォローアップ体制をしっかりと作りましょうといったことが呼びかけられています。そのフォローアップ体制には保健、福祉、医療、教育、この4者がお互いに連携を取り合っ て、就学まできちんとその子とご家庭を導くといったものが提案されています。令和6年3月29日にこども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の3者から連名の課長通知が出ています。



関係者に求められる役割として、市町村に求められる役割、これは5歳児健診の実施体制の整備を整えましょうという役割が付与されています。また、都道府県に求められる役割としては、その市町村における5歳児健診の体制を応援しましょうといった役割が付与されています。

また、医療機関や医療関係団体に求められる役割、保育所等に求められる役割、教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割もその通知の中に明記されています。5歳児健診で終わるのではなく、その後のフォローアップを丁寧に行うことによって、明るく楽しく元気よく小学校に通えるような応援をしていくというのが、この5歳児健診の趣旨であると理解しています。

5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について (令和6年3月29日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省の連名課長通知)	
概要	5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）の実施に当たっては、健診の実施体制の構築に加え、健診においてこどもの発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等（就学に向けた相談を含む。）のニーズなどが把握された場合に、地域全体で必要な支援を提供するためフォローアップ体制の整備が求められる。特に、市町村を中心に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域の実情に応じて地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要であり、これに当たり関係者に求められる役割を整理した。
関係者に求められる役割	
1 市町村に求められる役割	関係団体との連携等を通じて医師等専門職を確保し、5歳児健診の実施体制の整備に努めること。また、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が健診やカンファレンス等に参画し、情報共有や多角的な視点から支援・対応方針の検討を行うことや、健診後の支援方針等を関係機関間で情報共有することなどにより、適宜適切な対応等を実施しつつ、関係者が連携した地域における支援のフォローアップ体制の整備に努めること。さらに、児童発達支援センター等を中核とした地域の発達支援体制の強化を通じて、保健と福祉の連携充実に努めること。
2 都道府県に求められる役割	市町村における5歳児健診の実施体制の整備に当たって、地域の実情を踏まえて、広域的な調整を行うこと。また、発達障害等の診断を行う専門医療機関において、発達障害等に係る適切な受診や評価を行う体制を構築し、適切な支援につなげること。さらに、関係機関との情報共有や連携、個別の支援計画の策定等に当たり保育士等に求められる専門知識・ノウハウを踏まえつつ、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもへの対応に関する研修機会の提供に努めること。
3 医療機関や医療関係団体に求められる役割	5歳児健診やその後のフォローアップを担当する医師等の確保において、市町村や都道府県から連携や依頼があった場合は、可能な限り協力すること。また、令和6年度診療報酬改定において、発達障害等の診療に係る対応を行っており、各医療機関における取組の参考に参考とする。
4 保育所等（保育所・幼稚園・認定こども園等）に求められる役割	市町村から保護者の同意を得て依頼があった場合、こどもの集団生活の様子からの気付きや保護者がしている課題等の情報について、健診に関わる保健師等との共有が望ましいこと。児童発達支援センター等との連携や、保育所等訪問支援等や巡回支援専門員の活用も含めて、発達障害等を踏まえた支援が重要であると判定されたこどもに対する療育・療育の充実を図るなどしつつ、集団生活の場々での発達の特長に応じた種々の支援を行うこと。
5 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割	教育委員会においては、5歳児健診やその後のフォローアップに積極的に参画し、保健・福祉部門と連携し、就学に当たって不安を抱えている保護者への相談や、入学後の学校生活や教育制度等に関する情報提供等を行うこと。また、健診及びその後のフォローアップに係る情報を、児童発達支援センター等の関係機関と連携・共有することが望ましく、当該情報を活用して、本人や保護者の意向も踏まえつつ、個別の教育支援計画に反映すること。あわせて、児童発達支援センター等情報提供と連携し、こどもの成長を大切にする支援を推進していただくこと。

今後の課題

課題としては、5歳児健診を担当できる医師がまだ十分足りていないのではないかとということ、また保健師の業務量も多いのではないかとということが考えられていますので、それぞれ皆さんの知恵を出しながら工夫をして、5歳児健診が上手くいくようにもっていかれたらと考えています。

「小児科診療 UP-to-DATE」

<https://www.radionikkei.jp/uptodate/>